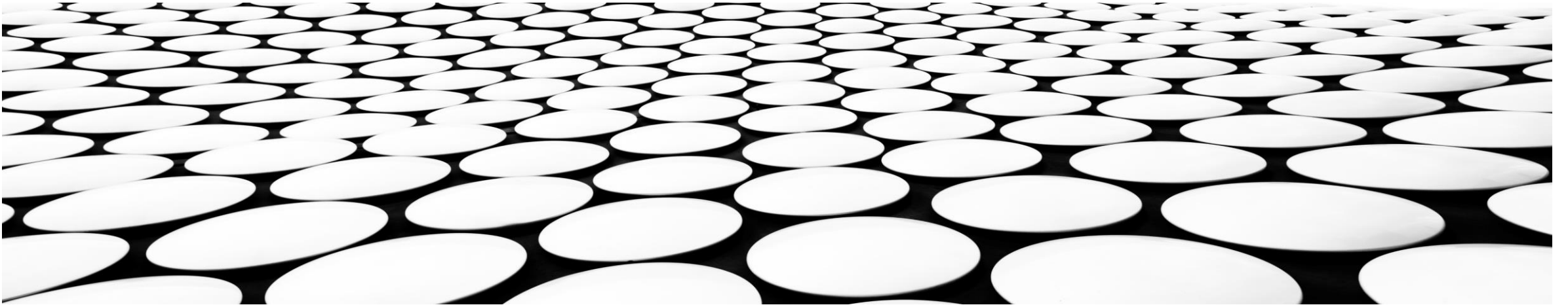


新潟県療育研究会第5回学術集会

新潟県立特別支援学校における医療的ケアガイドラインの改定を踏まえた教育活動

「県立特別支援学校における医療的ケアを 安全に実施するためのガイドライン」の改定ポイント

新潟大学教育学部 准教授 渡邊流理也



◎「特別支援学校等医療的ケアへの今後の対応について」（文科省、平成23年12月）

- ・平成24年4月より一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアができるようになることを受け、特別支援学校の教員についても制度上実施することが可能となることを踏まえて、安全かつ適切な医療的ケアを提供する特別支援学校が医療的ケアを行うに当たっての基本的な考え方や体制整備を図る上で留意すべき点などについて整理



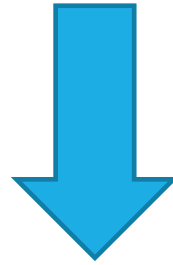
- ・医療的ケア児の在籍が徐々に増加。
- ・人工呼吸器の管理などの医療的ケアを必要とする児童生徒が通学

◎「学校における医療的ケアへの今後の対応について」（文科省、平成31年3月）

- ・特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含むすべての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点などについて大きく10項目について整理

新潟県では

- ◎「県内特別支援学校における医療的ケアを安全に実施するためのガイドライン」の作成
(新潟県教育委員会、平成26年3月)



平成31年3月の「学校における医療的ケアへの今後の対応について」が発出。

- ◎「県内特別支援学校における医療的ケアを安全に実施するためのガイドライン～安心して教育を受けるための医療的ケアの手引き～」の作成
(新潟県教育委員会、令和3年3月)

新潟県医療的ケアガイドライン改定点

◎「特定行為以外の実施の可否」の削除

平成31年3月に出された文科省の「学校における医療的ケアへの今後の対応について」では

- ・一律に対応するのではなく、個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を考慮しながら、対応の在り方を検討すること
- ・ガイドライン等を定めるに当たっては、対応の在り方を画一的に定めるのではなく、各学校が個別に検討できるように留意すること

(2) 人工呼吸器の取扱い

呼吸は空気を肺に吸い込み、空気中の酸素を体内に取り込み、二酸化炭素など不要な物質を対外に排出することである。酸素の取り込みには、まずは空気を肺の中に吸い込み、吐き出すという換気が必要である。換気の障害は、肺や腹部の運動に障害が起こる場合に生じる。

ポイント「人工呼吸器の取扱い」

→ 人工呼吸器は生命維持に直接かわる器具である。取扱いは保護者が行う。「器具の調節や操作の判断」「器具の取替」の一切について学校看護師や教員等の学校職員はこれを行わない。緊急対応時に個人のアンビューバックや個人のバックアップ電源を備えるとともに、主治医の指示を確認の上、緊急時の使用について熟知しておく。

点 検 事 項	学校看護師	認定教諭	養護教諭	一般教諭
1 呼吸回路：接続部分がはずれていないかの点検	×	×	×	×
2 回路に閉塞や屈曲がないかの点検	×	×	×	×
3 圧ラインチューブが本体チューブより上にあるかの点検	×	×	×	×
4 フレックスチューブに汚れていないかの点検	×	×	×	×
5 加温加湿器の動作：水分量の確認・補充	×	×	×	×
6 温度設定とチャンバーの高温確認	×	×	×	×
7 呼吸回路の水抜き：圧ラインチューブの水滴除去	×	×	×	×
8 回路内水滴の流れ（トラップへ）の確認	×	×	×	×
9 水滴が逆流していないかの点検	×	×	×	×
10 呼吸弁付近の水抜き	×	×	×	×
11 換気動作の目視確認	×	×	×	×
12 換気設定条件の確認	×	×	×	×
13 緊急対応時用バックアップ電源の備え	×	×	×	×
14 緊急対応時用アンビューバックの備え	×	×	×	×

※ 1～14の項目について、基本的に行わない。緊急対応時の役割分担や備え等について、保護者・医療機関等と共通理解を図る。

＜平成26年度版県内特別支援学校における医療的ケアを安全に実施するためのガイドラインより抜粋＞

平成26年度版

「個別に決定」を基本としながらも、
酸素療法、人工呼吸器について、
一律に実施しないとなっている



改定版

「安全に実施することが可能であると
校長が認めたものを実施内容とする」

◎医療的ケア実施開始に向けた判断や実施支援体制の構築に関して

一人一人の教育的ニーズに応じるための取り組みを推進することを目的として

・平成26年度のガイドラインにはなかった「医療的ケアの実施体制」の項目が追加

①新潟県教育委員会

②学校

③新潟県立特別支援学校医療的ケア運営協議会

④学校における医療的ケアに精通する医師が在籍する病院（**医療的ケア中核病院**）

⑤県立特別支援学校における医療的ケア実施の中核となる学校（**医ケア中核校**）

「4. 特定行為以外の実施に関する取扱い」にも学校と保護者、主治医等だけでは解決が困難な場合、**医ケア中核校**や**医療的ケア中核病院**に相談することと示されている

◎令和3年度の医療的ケア実施支援体制（試行）について

- 各学校が個別の対応の在り方を検討し、安全な実施につなげていくにあたり、学校への支援体制の構築や主治医と他の医療機関との連携体制の構築を目的として設置

①医療的ケア中核病院

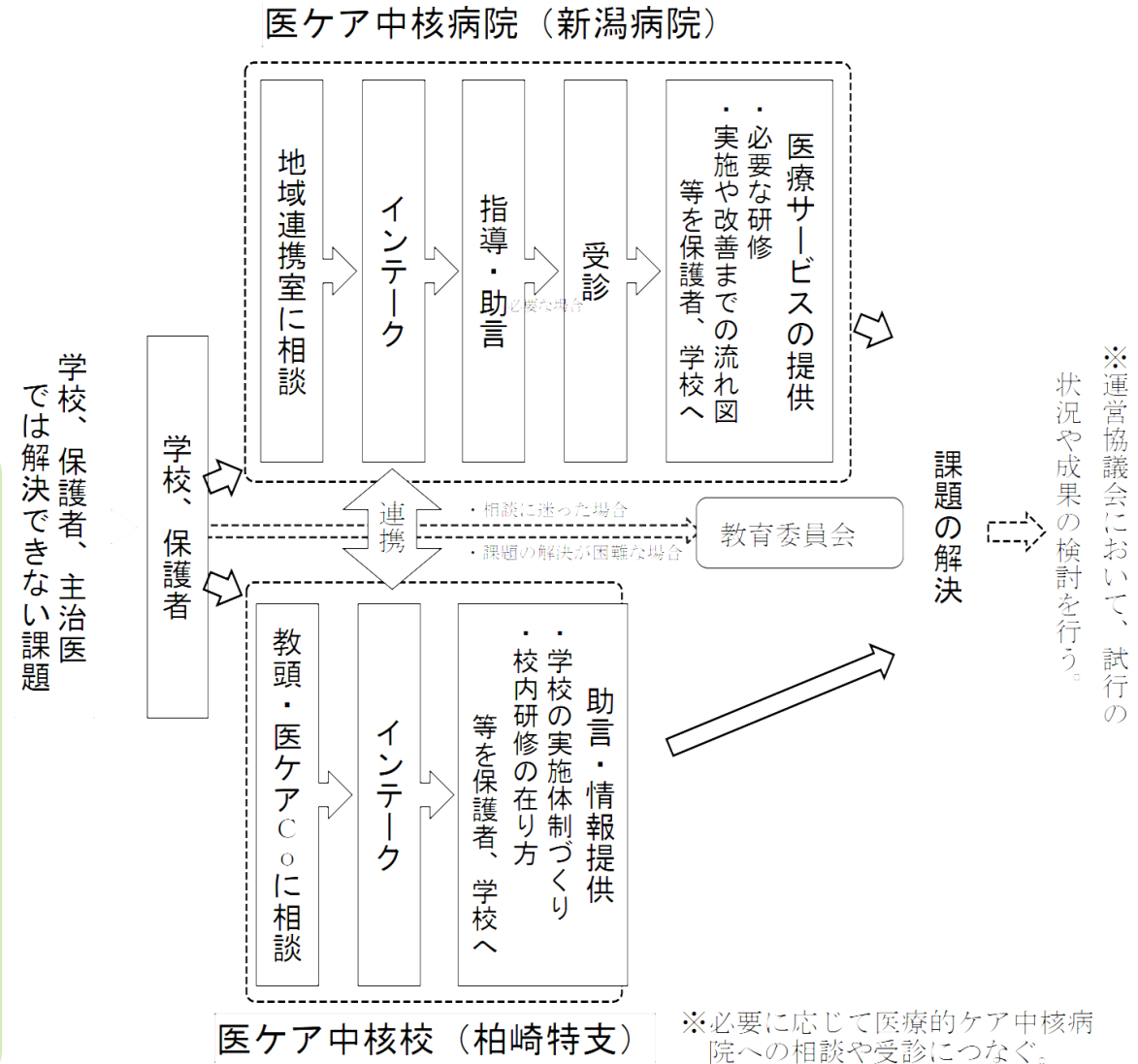
- 人工呼吸器の取扱い等に係る実施体制の構築等、保護者と学校、主治医だけでは難しい課題に対する相談、指導助言、研修の提供などを行う。

②医療的ケア中核学校

- 医療的ケア実施校の相談を受け、実施上の情報提供、助言を行う。必要に応じて医療的ケア中核病院の支援につなぐ

③県教育委員会

- 支援体制の活用について、必要に応じて学校に助言を行う。また、保護者、主治医、学校の見解が異なる等、課題の解決が困難な場合は、医療的ケア運営協議会に助言を求めたり、双方から意見を聴取する場を設け、合意形成を促す役割を果たしたりする



◎医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和3年6月)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与すること

◎小学校等における医療的ケア実施支援資料
～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～
(文部科学省初等中等教育局特別支援課、令和3年6月)